

番号	9
項目	<p>障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された職員の業務を軽減すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>勤務の軽減措置につきましては、各校種の定数事情及び予算上の問題からみて非常に困難な状況でございます。各学校園において、校務分掌の変更など、必要に応じて適切な措置を行っていただいているものと考えております。</p> <p>なお、医師の診断書に基づき病気休暇を取得することとなり、講師の配置要件を満たす場合については、学校園からの報告に基づき、講師の配置を行っているところであります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当